

## 「航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会」規約

### (目的)

第1条 航空局で事業分野毎に定められた空港整備事業の費用対効果分析マニュアル及び航空保安システムの費用対効果分析マニュアルについて、「航空関係公共事業の新規事業採択時評価実施細目」等に基づいて分析手法の改善及び今後の事業における課題等の審議・検討を行うことを目的として、委員会を設置する。

### (検討範囲)

第2条 委員会の検討範囲は、以下のとおりとする。

- (1)事業評価の方針及び実施に関する助言
- (2)事業評価体制、制度及び手法に関する助言
- (3)その他諮問する事項に関する助言

### (委員会の構成等)

第3条 委員会は、航空行政に携わる学識経験者から構成され、大臣官房技術審議官(航空局担当)及び交通管制部長が任命する。

- 2 委員会は、委員長及び委員で構成される。
- 3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員の任期は、令和8年3月末日までとする。

### (議事)

第4条 委員会は委員等の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員等で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、航空局総務課企画室に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。
- 3 事務局は、事務の一部を航空局航空ネットワーク部空港計画課及び交通管制部交通管制企画課、国土技術政策総合研究所空港研究部へ受け渡すことができる。

### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### (附則)

この規約は、令和7年11月10日から施行する。